



つながり ささえあう みんなの地域づくり

皆様一人ひとりのあたたかいご協力によって、文京区の地域福祉が支えられています。

平成 30 年度募金総額
14,074,375 円

毎年、たくさんのご協力ありがとうございます。
使用用途は<裏面>をご覧ください。



令和元年度

歳末・地域福祉たすけあい運動

募金
期間 **12月1日(日)~15日(日)**

「歳末・地域福祉たすけあい運動」は、共同募金の一環として文京区社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動に寄せられた募金は全額、文京区の地域福祉を支える財源として活用されています。

※共同募金の寄付金は、税制上の優遇措置があります。(詳細裏面)



3つの募金方法

- ①町会や自治会を通して
- ②文社協窓口(午前8時30分~午後5時15分)
- ③ゆうちょ銀行口座振込

記号・番号：00130-5-583770

加入者名：文京区社会福祉協議会
サイマツチイキフクシボキングチ
歳末・地域福祉募金口

＊問い合わせ＊

社会福祉法人
文京区社会福祉協議会

総務係 ☎ 03-3812-3040

文京区本郷 4-15-14 文京区民センター4階

募金の活用一例

「ふれあいいきいきサロン」

仲間づくりの活動をすすめる、地域の皆さんの交流の場です。外出の機会が少なくなりがちな高齢の方、障害のある方や子育て中の方等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場(サロン)を通じて地域の皆

さんと交流を深めることで、住みなれた地域の中で支え合い、安心して楽しく暮らしていけることを支援しています。



子育てサロン：taneppo(たねっぽ)

主 催：東京都共同募金会

実施団体：文京区各町会・自治会、文京区民生委員・児童委員協議会
文京区社会福祉協議会

■募金の使用用途



平成 30 年度募金総額 **14,074,375 円** …①+②

① 地域福祉活動費 **12,973,969 円**

内容	主な事業名	金額
地域福祉関係	- ふれあいいきいきサロンの普及 - 地域活動の PR 支援 - 子ども食堂運営支援 - 文京区民生委員・児童委員協議会への助成	7,427,969 円
ボランティア関係	- 手話講習会の運営費 - ボランティア・NPO 団体への助成、活動の基盤支援 - 災害ボランティア体制の整備	3,620,000 円
障害者関係	- 福祉車両の維持管理 - 通所施設指導員研修への助成	750,000 円
高齢者関係	- みまもり訪問事業 - 高齢者クラブ友愛訪問活動への助成	294,000 円
児童関係	青少年健全育成会への助成	882,000 円

② 事務費 **1,100,406 円**

内容	金額
事務協力費	616,250 円
広報費等（募金袋作成・梱包、発送）	484,156 円

いただいた募金は、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、さまざまな事業に活かされます。



■歳末・地域福祉たすけあい寄付金の税制優遇措置について



個人の場合

所得税の寄付金控除および住民税の寄付金税額控除があります。

●所得税に係わる寄付金控除額 ※(1)または(2) を選択

(1) 所得控除 = 寄付金額（年間所得の 40%が限度）－2,000 円

(2) 税額控除 = （寄付金額－2,000 円）×40% ※所得税額の 25%が限度

⇒確定申告の際に税額控除に係る証明書（写）が必要な方は、東京都共同募金会ホームページからダウンロードができます。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp/index.php>（東京都共同募金会）

●個人住民税に係わる寄付金税額控除額

〔寄付金額（年間所得の 30%が限度）－2,000 円〕×10%

⇒「個人住民税」の優遇措置を希望される場合は、必ず文京区社会福祉協議会へご連絡ください。

☎03-3812-3040（文京区社会福祉協議会 寄付担当）

※「寄付金控除」…寄付者のその年分（1月～12月）の課税対象となる所得から該当する額が控除されること。

「寄付金税額控除」…納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されること。



法人の場合

株式会社などの法人の寄付は、法人税の算出にあたり寄付額を「全額損金」とすることができます。

※日赤や行政等の他の寄付金控除対象の寄付金を合算した金額により、確定申告時において寄付金控除が受けられます。詳細については、東京都共同募金会にご確認ください。☎03-5292-3182（東京都共同募金会 募金担当）

